

空き家問題はひとつではありません

人口の減少や高齢化を背景に、あま市でも空き家が増加しています。

空き家をお持ちの人は、近所に迷惑を掛けたり、苦情が来たりしないように、適正に空き家を管理しましょう。また、今住んでいる家もやがて空き家になる可能性があります。家族で自宅の将来のことを考えてみましょう。

空き家解体促進費補助事業や空き家バンクをご活用ください

安全で快適な住環境の確保と改善を図るため、空き家の解体費用に対しての補助金の交付や、空き家利活用のためにあま市空き家バンクを開設しております。

空き家解体促進費補助事業

【対象空き家】

次のすべてに該当する空き家。

- (1) 市内にある1年以上使用されていない空き家であること。
- (2) 延べ面積の2分の1以上が居住の用に供されていたこと。
- (3) 個人が所有する木造住宅であること。
- (4) 住宅地区改良法に規定する**不良住宅**に該当すること。
(建物や設備の損傷が著しく、居住の用に供することが不適當なもの)

【対象工事】

上記の空き家を全て解体する工事

【対象者】

対象となる空き家の所有者(共有である場合、共有者全員の同意を得ていること)

【補助金額】

解体工事に係る費用の80%(上限20万円まで)

あま市空き家バンク

あま市空き家バンクとは、**愛知県宅地建物取引業協会**が運営を行っている、賃貸・売却を希望する空き家の情報を掲載し、空き家を利用したい人に紹介する仕組みです。

(市は空き家バンクに関する情報、交渉、契約等については、関与いたしません)

問合せ先 都市計画課 ☎441・7112 FAX441・8387

新型コロナウイルス感染症に係る 傷病手当金の支給について

国民健康保険、または後期高齢者医療の被保険者のうち、給与等の支払いを受けている方が、新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染の疑いで就労できず、給与等の支払いを受けることができなくなった場合に、傷病手当金を支給します。

適用期間 令和2年2月1日から令和3年9月30日(*)まで
※適用期間についてはお問い合わせください。

申請期限 就労できなかった日の翌日から2年を経過する日まで
適用期間中に、新型コロナウイルス感染症の影響で就労できなかった期間がある方は、お問い合わせください。

問合せ先 保険医療課 ☎444・3168 FAX443・3555